

(別紙)

「昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）」の一部改正についての意見・情報の募集の結果について

※計2の個人・団体より2件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	技術士法による第2次試験のうち技術部門を「機械部門」、「電気電子部門」、「上下水道部門」等にも拡大する必要があると思う。	設計にあたっては、土質力学・構造力学・水理学等の土木に関する知識及び経験を有することが必要となるため、これらの内容を含む技術部門の選択科目を追加することとしています。